

下関市

「住民自治によるまちづくりシンポジウム」

みんな で 始める
協働のまちづくり

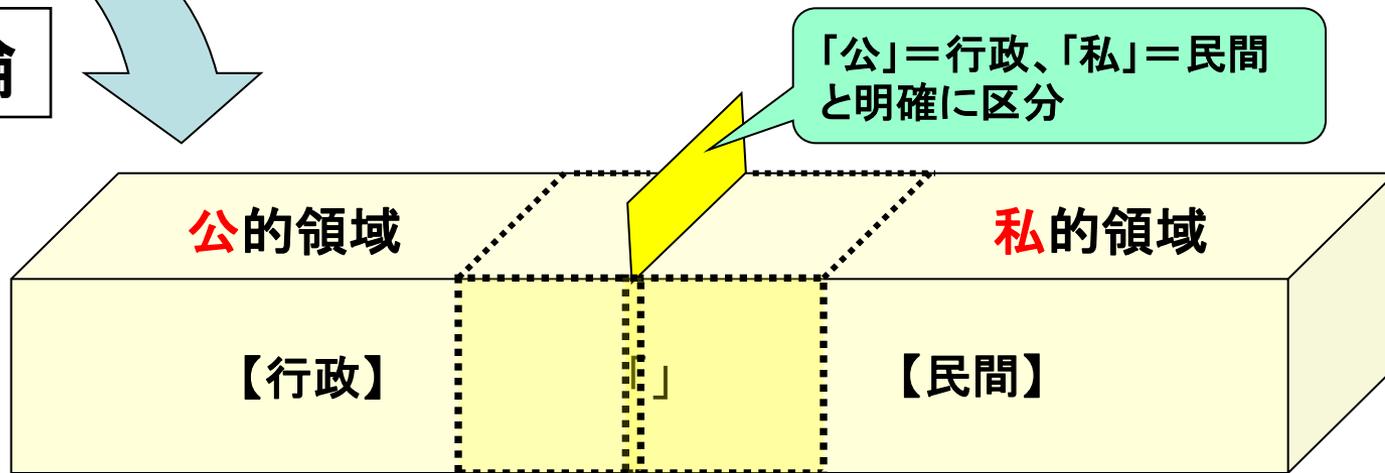
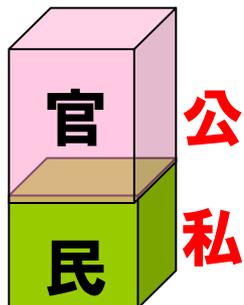
2015年2月22日(日) 下関市民会館

初谷 勇

Hatsutani

参画と協働による「新しい公」

公私二分論

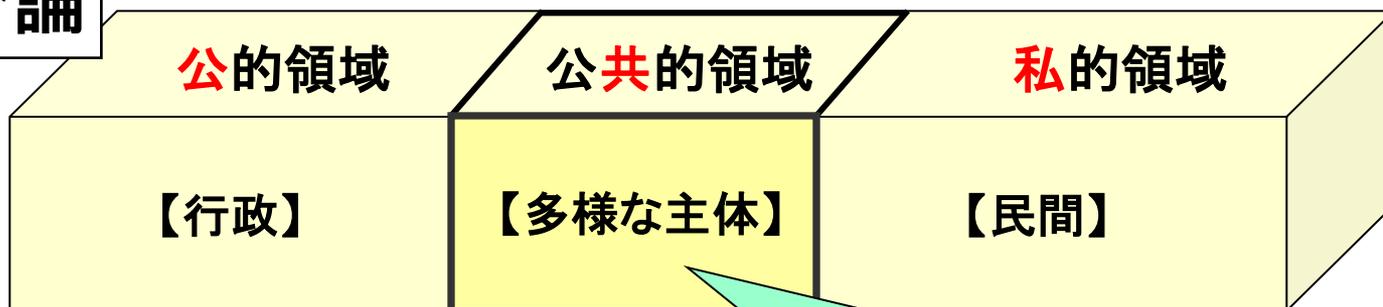


「公」=行政、「私」=民間
と明確に区分

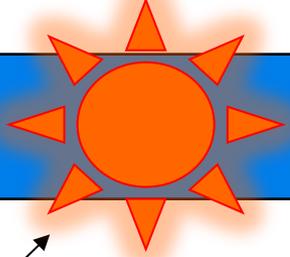
行政の担う「公」の見直し

地域のために行う県民の自発的・自律的
な活動を「公」を担う活動と位置づけ

公共私三分論



「新しい公」とは・・・
「公共的領域＝支え合い、共に生きるための
領域」を社会全体で担うという考え方



公共 (新しい公共)

官

民

政府組織

(国、地方自治体)

民間営利組織

(民間企業)

民間非営利組織

(地縁団体、NPO等)

政府セクター

民間営利セクター

民間非営利セクター

個人 (市民・住民)



- ・3つのセクターが鼎立
- ・公共 (新しい公共)は、共通の目標。

「地域(内)分権」の意味

○「都市内分権」(地域分権)の定義の例

「基礎的自治体である市町村の区域をさらに分割し、そこに何らかの行政の支所をおくと同時に、それに付帯するようにして当該区域の住民を代表する住民参加組織を設置するような仕組み」

(名和田[2002]、17頁)

○下関市の「地域内分権」=「行政内分権」(本庁⇒支所)

+「住民自治によるまちづくり」(市行政⇔地域)

「市の区域を一定の条件で区切った地区の市民等がまちづくり組織を設立し、行政と協働しながら身近な課題解決や地域活性化などの取り組むこと」

地域自治組織の主要な機能から見た 理論枠組み

1970年代～「参加」

(自治体の公共的意思決定に関わることのできる権利)

公共的意思決定機能が主

⇒「参加型」

1990年代～「協働」

(自治体内の公共サービスの提供を行政とともに担う責任ないし義務)

公共サービス提供機能が主

⇒「協働型」

○左はあくまで理論枠組みとして設定された純粹型。現実の組織はこの両要素が交じり合っているのが普通。

集権・分権と分離・融合

集権・分権軸

中央政府との関係でみた地方団体の意思決定の自律性を示す。

集権型：地方団体とその住民に許された自主的な決定の範囲を狭く限定

分権型：反対にこの範囲を拡大

分離・融合軸

中央政府と地方団体の行政機能の関係を示す。地方団体の区域内の中央政府の行政機能を誰が担うのかを問題とする。

分離型：地方団体の区域内のことであっても中央政府の機能は中央政府の機関が独自に分担

融合型：逆に、中央政府の機能ではあっても地方団体の区域内のことであれば地方団体がその固有の行政機能とあわせて分担

集権・分権と集中・分散

◆日本の行政システムを分類するモデル(神野直彦)

集中・分散軸と集権・分権軸の組み合わせによる4類型

集中的システム: 政府体系を構成する各級政府が人々に提供する行政サービスの提供義務が上級政府に留保されている度合が強いほど集中的なシステム

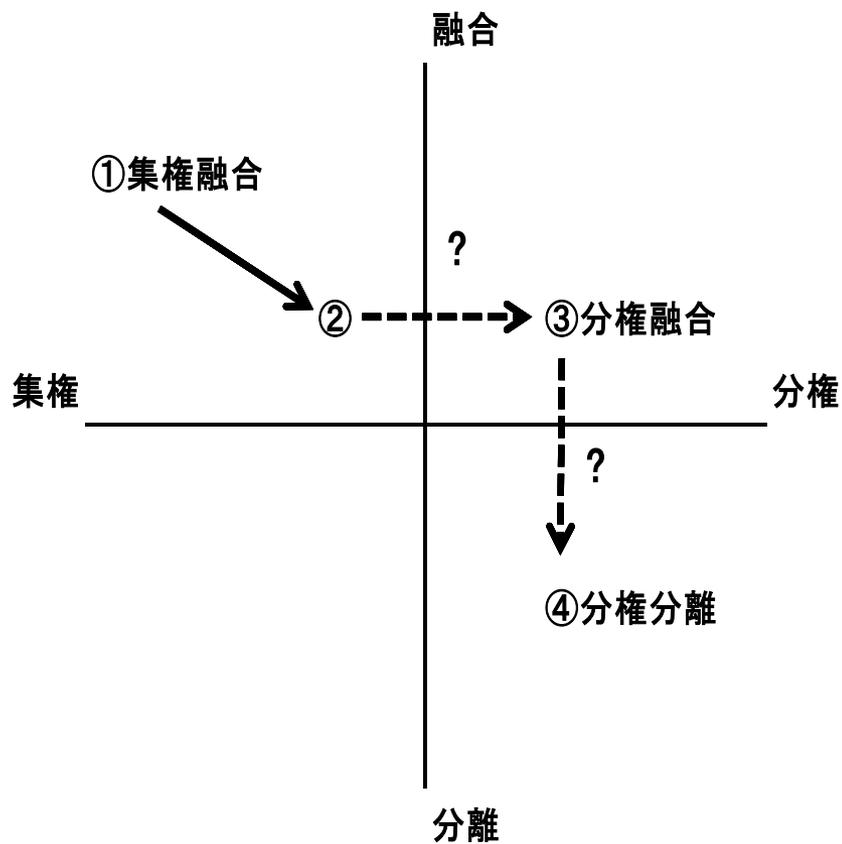
分散的システム: その逆

集権的システム: これらの行政サービス提供義務の**実質的決定権**が上級政府に留保されている度合が強いほど集権的なシステム

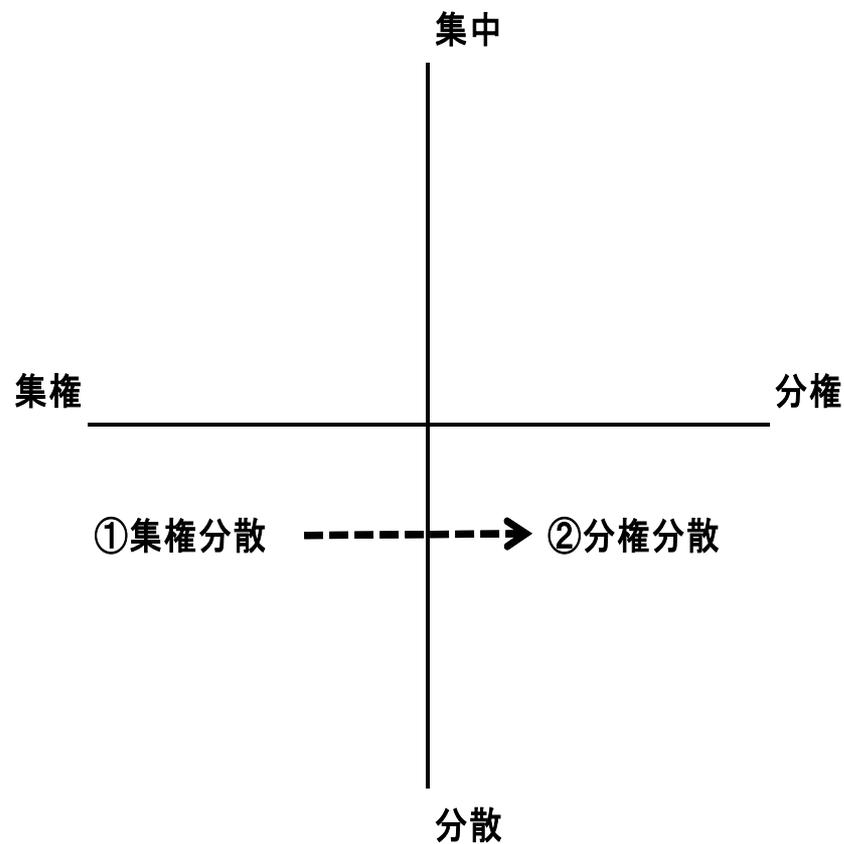
分権的システム: その逆

⇒ 日本は集権的分散システム Hatsutani

集権・分権、融合・分離、集中・分散



(出所)天川[1983]に基づき、筆者作成。



(出所)神野[1998]、同[2002]、西尾[2007]の記述をもとに筆者作成。

地域分権の行程を考える参考に

◆地域分権の類型の分類に活用

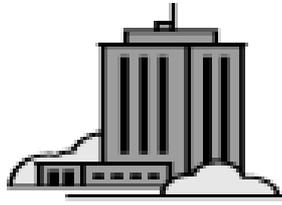
集中・分散軸と集権・分権軸の組み合わせによる4類型

集中的システム：自治体が住民に提供する行政サービスの提供義務が自治体本庁に留保されている度合いが強いほど集中的なシステム

分散的システム：その逆は分散的なシステム

集権的システム：自治体が住民に提供する行政サービス提供の実質的決定権が自治体本庁に留保されている度合いが強いほど集権的システム

分権的システム：その逆に支所等や地域自治組織に移譲されているほど分権的なシステム



本庁

市域

区域①

区域②



支所①



地域自治組織①



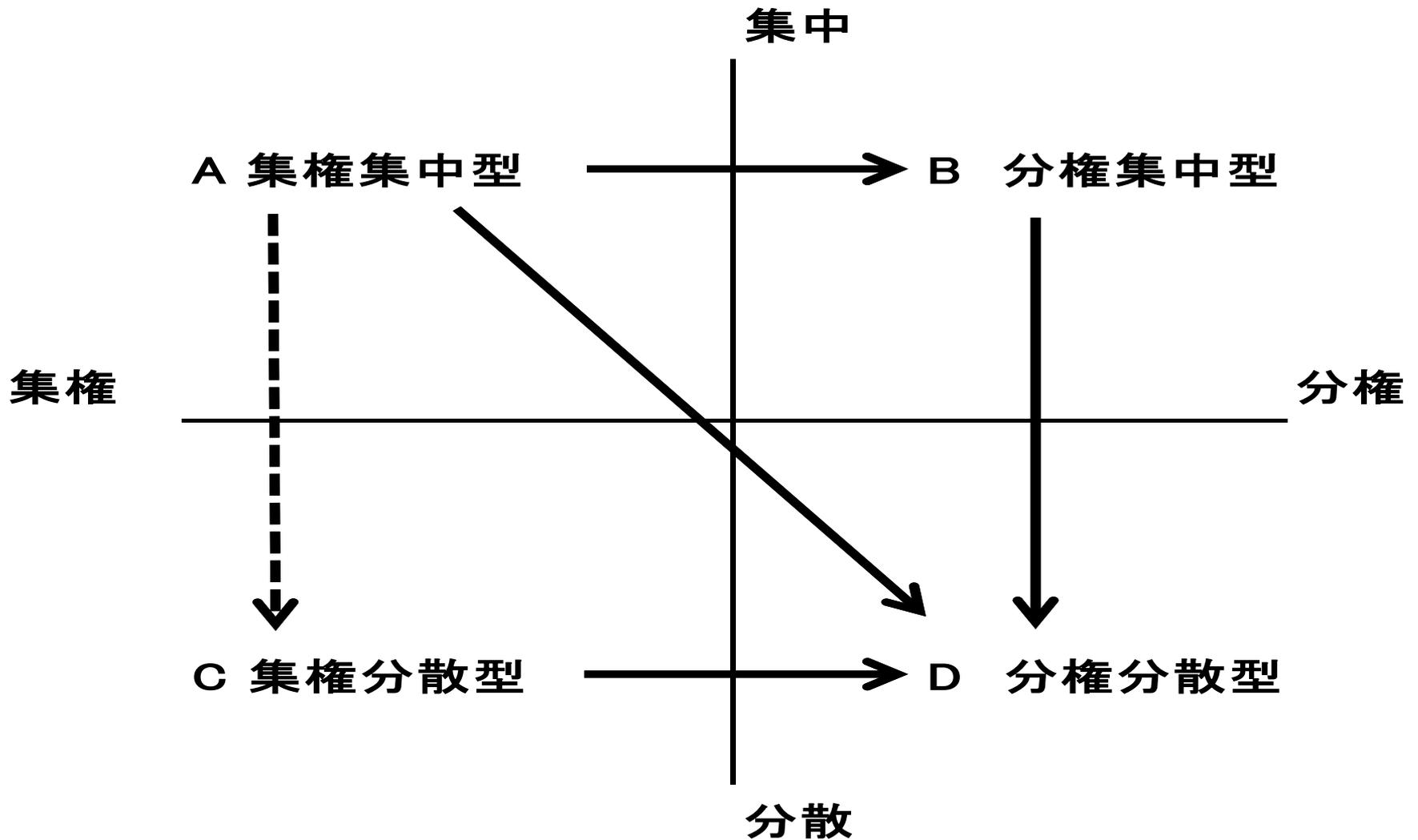
支所②



地域自治組織②



地域(内)分権の行程選択



(出所) 筆者作成。

地域(内)分権の10要素

- 1 将来に向けた地域のビジョンの共有と実現に向けた地域の取り組みの確保
 - ①地域・コミュニティ計画(行政計画)・・・総合計画(分野別・地域別計画との関係)
 - ②地域・コミュニティ計画(地域自治組織等による地域・地区計画)
- 2 多様な地域社会の担い手が「参加・協議・決定」・「執行」できる場の確保
 - ③地域自治組織・・・まちづくり協議会の設立、拠点整備
- 3 地域社会づくりに必要な資源(人・資金・他の地域との情報共有等)の確保
 - ④専担組織(部課)・・・行政の支援体制の構築
 - ⑤地域(公共)人材・・・地域活動の担い手の確保、地域担当制(専任スタッフ、各部局)
 - ⑥地域活動拠点・・・地域活動拠点の確保・小学校区集会所
 - ⑦地域まちづくり助成金(時限的にテーマ別に助成)・・・設立準備会対象
 - ⑦' 地域予算制度(地域自治組織に対する財政支援)・・・まちづくり協議会対象
 - ⑧地域情報・・・地域間・団体間での情報共有
- 4 地域型活動とテーマ型活動が連携・協力しやすい体制・ネットワークの確保
 - ⑨体制・ネットワーク・・・中間支援組織の機能強化
- 5 制度の根拠となる条例等の整備
 - ⑩法的根拠・・・条例等の制定(既存条例の見直し含む)

第2次下関市総合計画(案)

2014(平成26)年11月12日、市総合計画審議会 答申

第8章 人のつながりを大切にし、地域の力が活きるまち

■第1節 地域のまちづくりの推進

1. 住民自治によるまちづくり

(1) まちづくり協議会への支援

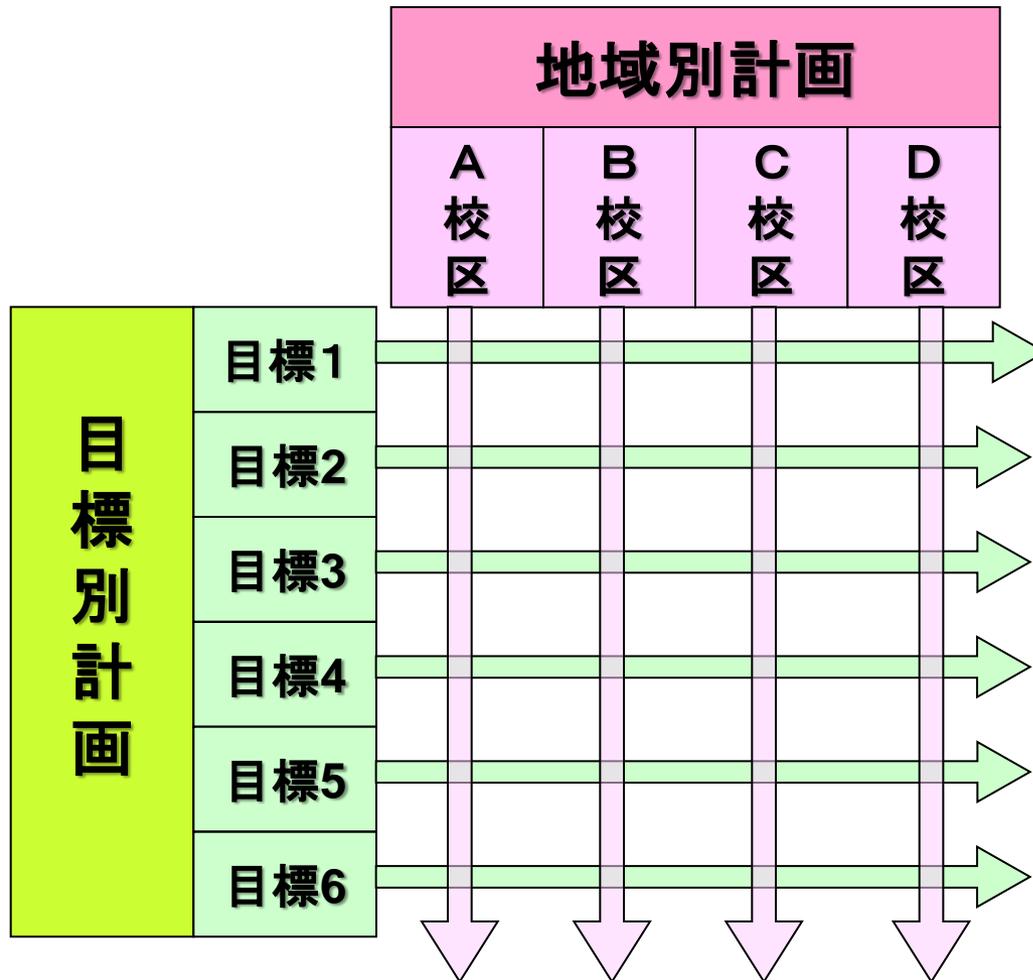
市民が自主的に設立するまちづくり協議会を積極的に支援するとともに、まちづくりを支える人材の育成や、市職員によるサポート体制等により、多様な主体が地域の諸課題の解決や活性化に取り組む住民自治によるまちづくりを推進します。

主要な事業 まちづくり協議会への支援

・運営及び活動への支援、・地域づくりの人材育成、・地域サポート職員の配置

目標値	71	住民自治によるまちづくりの取り組みが進んできたと感じる市民の割合	H26	—	H31	16.0%
	72	下関市住民自治によるまちづくりの推進に関する条例に基づくまちづくり協議会の設立率	H26	0%	H28	100%

「目標別計画」と「地域別計画」

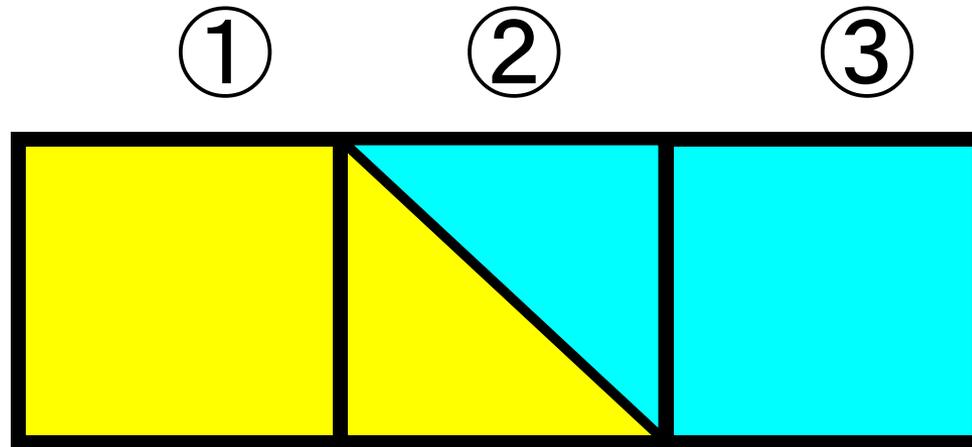


「地域別計画」と「わがまち推進計画」(Y市)

	地域別計画	わがまち推進計画
計画の策定主体	行政	各地域
計画の対象	「目標別計画」における目標1～6に基づき総合的	各地域での話し合いにより、重点的に推進したいことなど、力を入れる目標は地域によって多様に
計画実施の主体と取り組み	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> 行政が主体的に行う取り組み </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> 地域が主体的に行う取り組み </div>
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; text-align: center;"> 地域と行政が協働して行う取り組み </div>		

協働と地域分権の関係(イメージ図)

市行政



市民・
地域自治
組織

- ①専ら市行政が、公共サービスを提供
- ②市行政と市民・地域自治組織等が協働して、〃
- ③専ら市民・地域自治組織等が、〃

①地域単位の
支所等

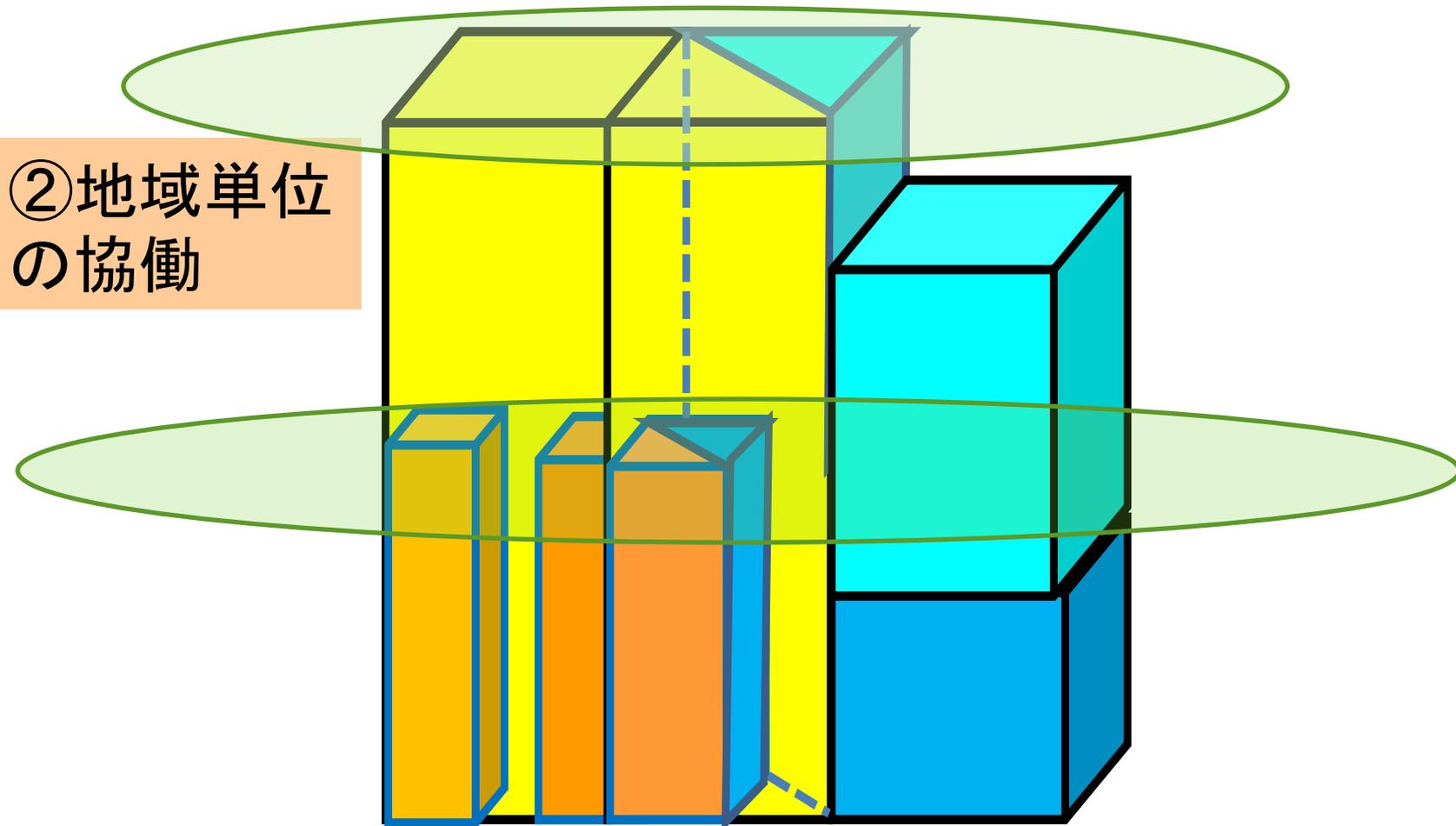
①

②

③

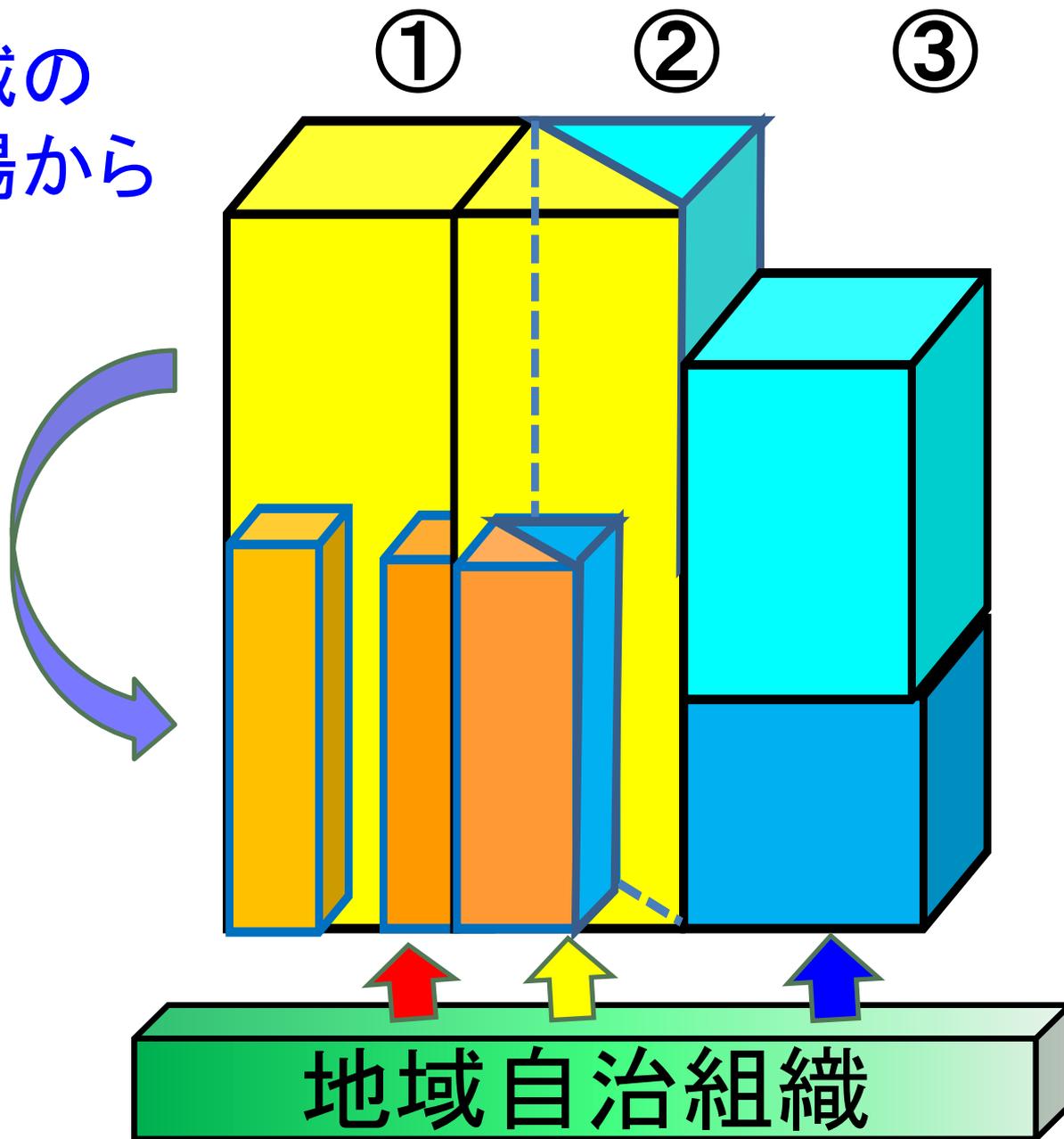
③地域単位の
市民の活動

②地域単位
の協働



Hatsutani

地域の
立場から
は



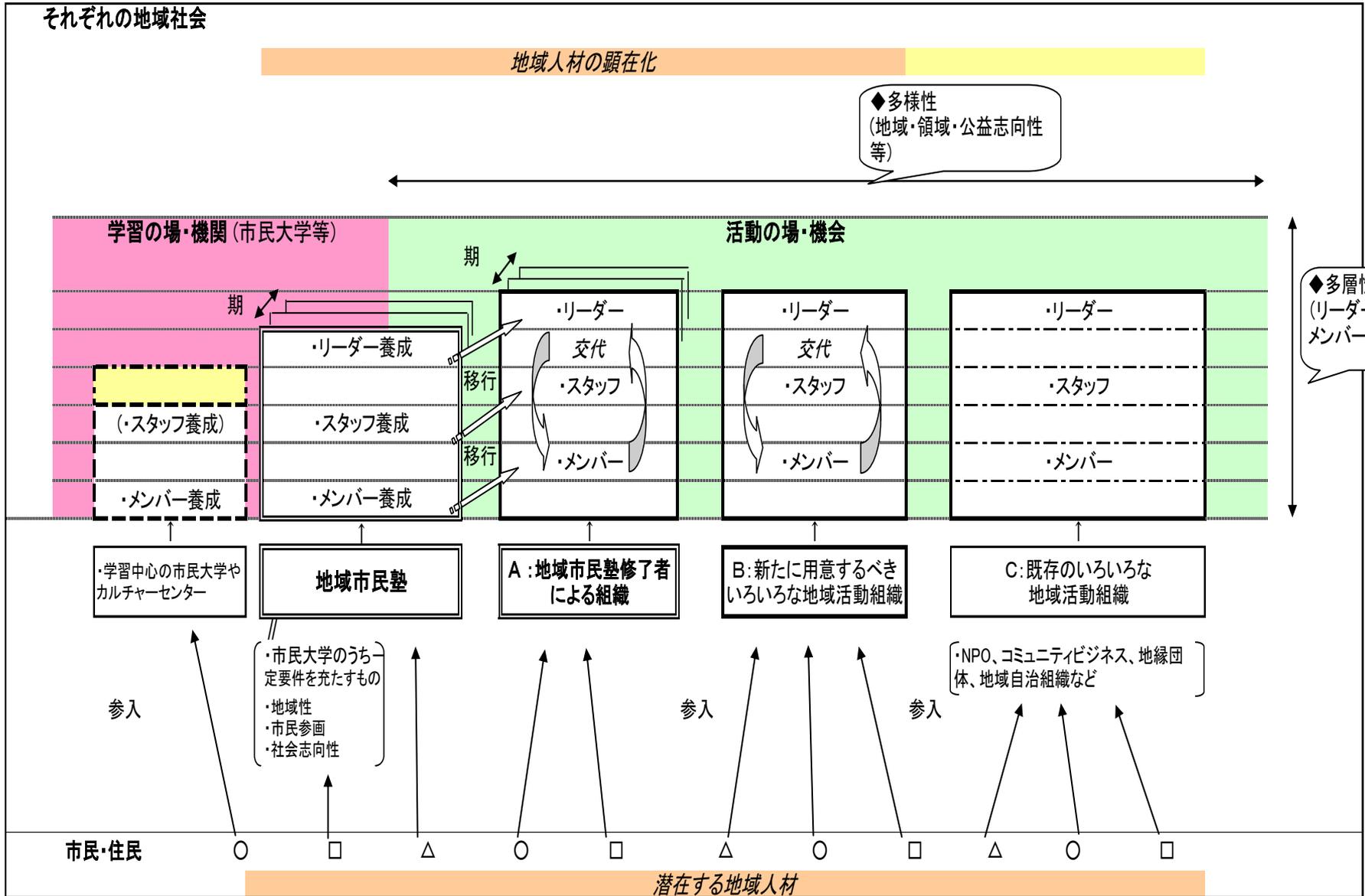
地域(公共)人材とは

- **地域公共政策の過程をになう人材**
- 三つのセクターの区別にかかわらず存在し、組織やセクター内だけでなく、セクター間の壁をこえて、その政策目標達成のためにパートナーシップを結び、活動できる人

地域市民塾とは

- 「従来の市民大学のうち、社会や地域への貢献、地域人材(リーダー等)養成を主目的とし、カリキュラムにおいても演習、社会活動実践などで能動的かつ広域的な学習を重視しているもの」
 - 近年、自治体の「市民協働」と密接に関連づけ、求められる知識やスキルの習得を重視したカリキュラムを編成し、修了後はそれらの事業への参画、活躍を促す積極的な連携事例も登場。
- ⇒ 「新たな地域市民塾」を通じて、持続的に地域人材を育成し輩出するシステムを設けた地域は、いずれ厚みと広がりのある地域力の獲得へ。

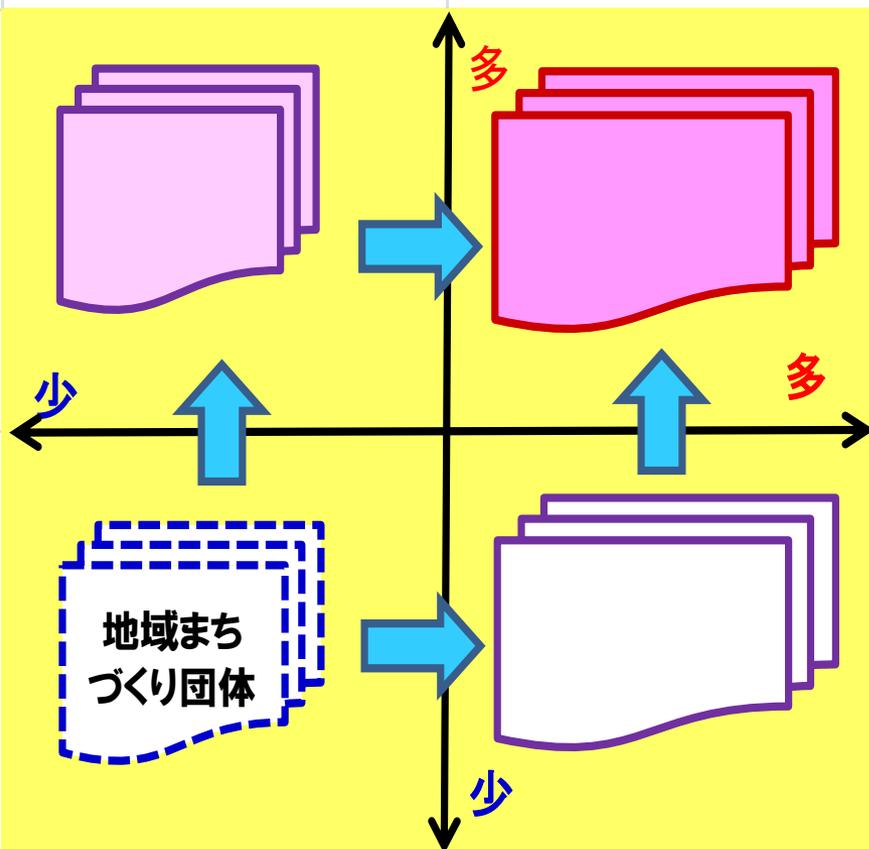
地域社会における地域市民塾の役割



地域まちづくり団体の選択

「公共サービスの提供」軸

- ①地域まちづくり団体、個人市民による拠点施設 利活用のコーディネート
- ②地域まちづくり団体、個人市民の継続的な「交流の場」の設営への関与
- ③個別の地域課題に焦点を当てた自主事業の企画、実施、評価



「地域まちづくり人材の参集」軸

- ①個人市民 (参加条件・機会の多様化)
- ②地域まちづくり団体代表・関係者 (交流)
- ③市各部局・地域担当職員 (研修、往訪)

(1)増強の局面

◆「公共サービスの提供」軸上で増強

→ メニューの多様化と取捨選択

- ① 拠点施設の利活用者
- ②「交流の場」(意見交換会など)に参加
- ③地域課題解決に資する自主事業の企画実施等

◆「地域まちづくり人材の参集」軸上で増強

→ メンバーの多様化と組み合わせ

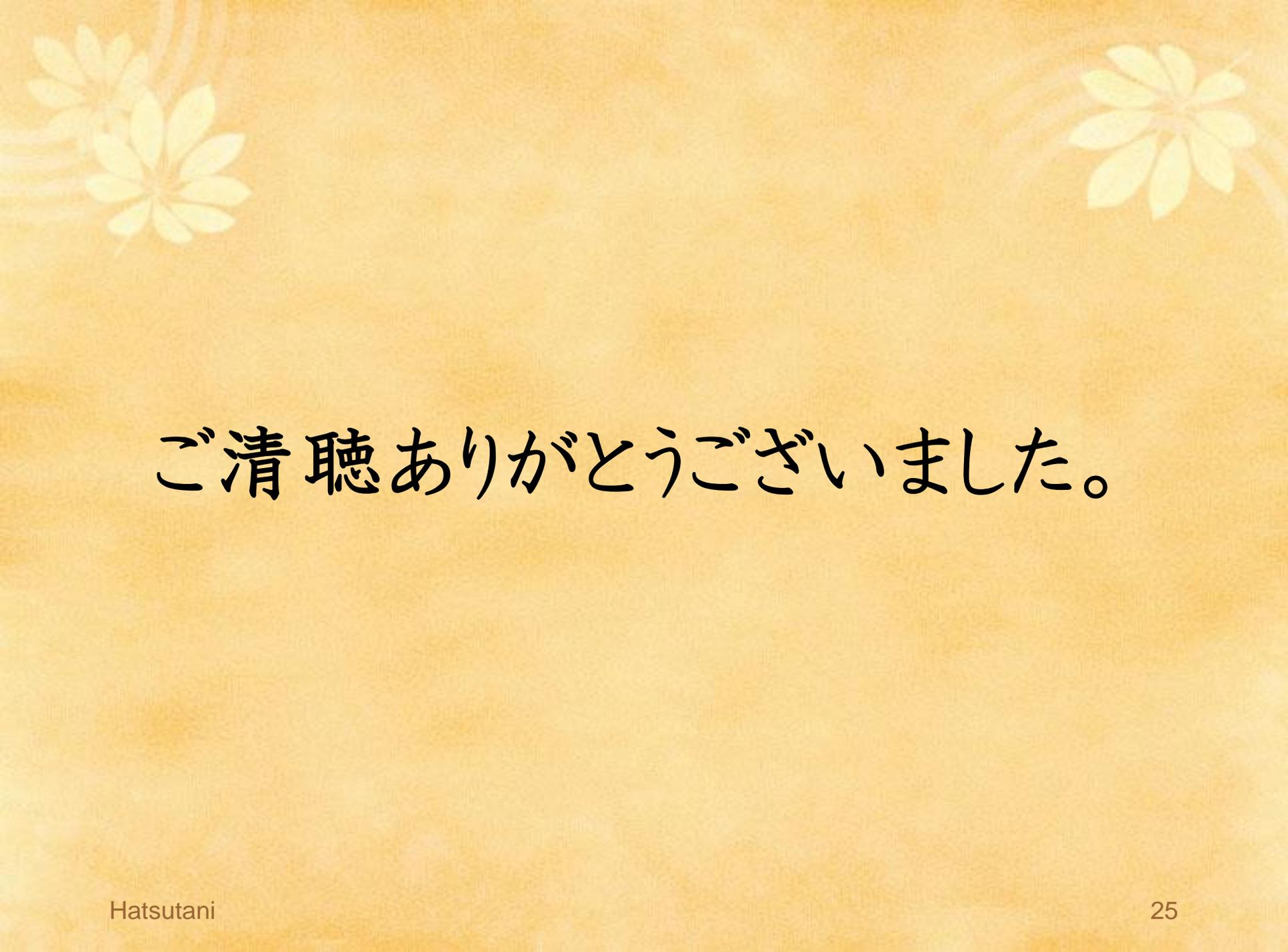
- ①個人参加の資格、機会
- ②地域まちづくり団体経由の参加
- ③市職員の往訪

(2)増強の方策

- ①軸を選択して増強行動に出るには、互いの存在を認知し、双方のモチベーションを理解する実質的機会が必要。
- ②「公共サービス提供」軸上で増強する視点からは
→地域課題と、相互の組織・人材を抽出してマッチングし、
連携メニューを開発する必要。
- ③「地域まちづくり人材参集」軸上で増強する視点からは
→連携メンバーとなる多様なルートを示し、組合せる必要。

【具体化の際のポイント】

- ①まちづくり協議会に連携担当責任者を常設し、相互交流。
- ②市(本庁・支所)にも一元的窓口となる中間支援セクション

The background is a light beige color with a subtle, repeating pattern of stylized flowers. Two larger, more prominent floral motifs are located in the top-left and top-right corners, rendered in a slightly darker shade of beige. The main text is centered horizontally and vertically on the page.

ご清聴ありがとうございました。